

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月26日

広島市長

提出者

住所 広島県広島市南区段原南1-3-53

氏名 鹿島建設株式会社 中国支店

執行役員支店長 常岡次郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-553-7900

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島建設株式会社 中国支店
事業場の所在地	広島県広島市南区段原南1-3-53
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	売上高 549億円（令和5年度）
③従業員数	244名（中国支店）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	（別紙）副産物の種類とリサイクル・処分方法一覧表 （別紙）副産物の分類と手続き一覧のとおり

別紙1  
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度( 令和5 年度) 実績量  
計画:今年度( 令和6 年度) 計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	1936.6	1936.6								
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	168.7	168.7								
紙くず	3.2	3.2								
木くず	47.1	47.1								
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	16.3	16.3								
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	30.9	30.9								
鉱さい										
がれき類	6686.5	6686.5								
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
混合廃棄物	16	16								
合計	8905.3	8905.3	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙1  
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

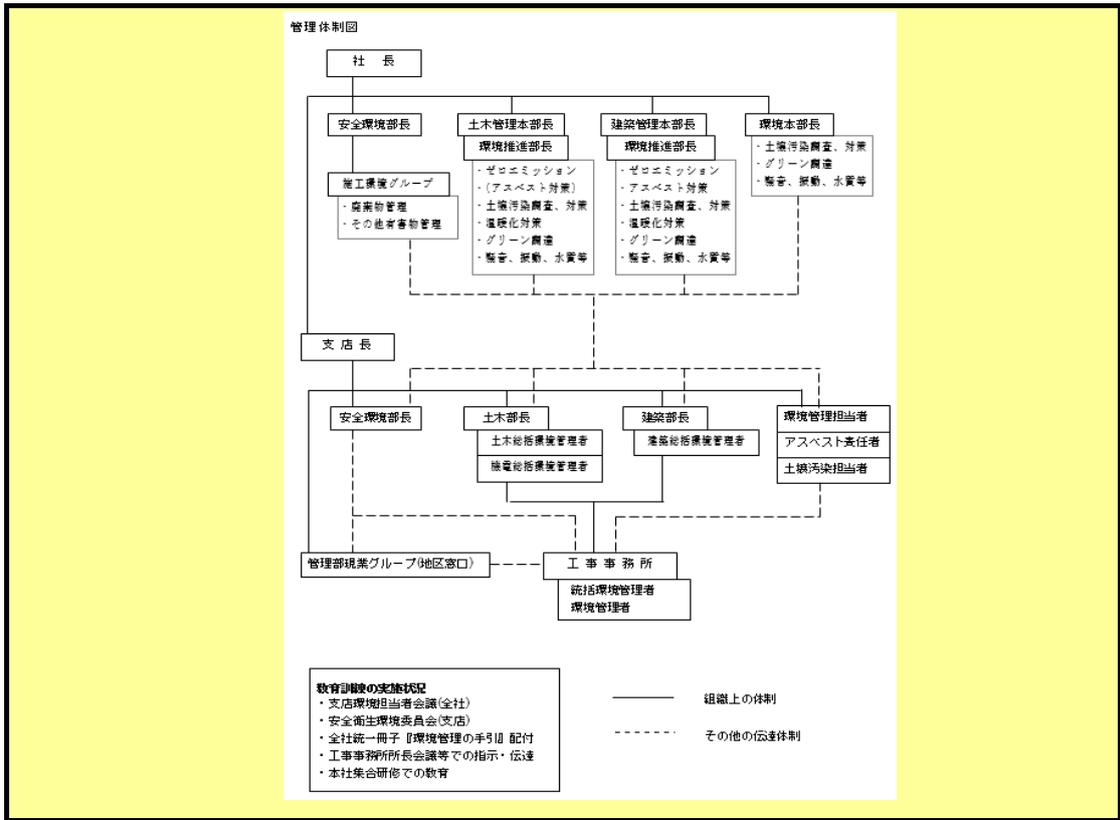
単位:トン/年

産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	1936.6	1936.6	1214.7	1214.7	1936.6	1936.6				
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	168.7	168.7	168.7	168.7	168.4	168.4				
紙くず	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2				
木くず	47.1	47.1	47.1	47.1	47.1	47.1				
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	30.9	30.9	29.2	29.2	28.5	28.5				
鋳さい										
がれき類	6686.5	6686.5	3506.5	3506.5	6651.5	6651.5				
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
混合廃棄物	16	16	16	16	16	16				
合計	8905.3	8905.3	5001.7	5001.7	8867.6	8867.6	0	0	0	0

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

**【参考様式】**  
記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>■ゼロエミッション活動の全現場展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分率、廃棄物総量原単位、混合廃棄物原単位の目標を定めて管理</li> <li>現場毎に最適なゼロエミッションの活動を計画</li> <li>混合廃棄物の分別強化</li> <li>施工の合理化等による抑制の徹底                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①プレカット ②梱包の改善</li> <li>③施工計画見直しによる数量減</li> <li>④工法の見直しによる数量減</li> <li>⑤設計変更による発生数量減</li> </ul> </li> </ul>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>同上</p> <p>主要資材(セメント、コンクリート、アスファルト、砕石、鋼材)での再生材利用率60%以上</p>

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>コンクリートがら、アスファルト・コンクリートがら、木くず、廃プラスチック等各現場にて種類ごとに分別。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>今後もこれまでと同様の取り組みを行う。</p>

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>汚泥の再生利用にあたっては、土質検査により、重金属の基準を満たしていることを確認し、生活保全上支障が生じないよう品質の管理を行った。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>汚泥の再生利用にあたっては、土質検査により、重金属の基準を満たしていることを確認し、生活保全上支障が生じないよう品質の管理を行う。</p>

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>現在、実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も実施する計画はない。</p>

## 6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>現在、実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も実施する計画はない。</p>

## 7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混合廃棄物、汚泥、廃石綿等、石綿含有産業廃棄物、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物については指定業者制度を取っている。</li> <li>・また、これらの指定業者の施設に対し、隔年で施設確認を実施している。</li> <li>・その他の廃棄物は定期的に施設確認を実施。新規取引の際には、事前訪問による施設確認を実施している。</li> <li>・委託契約締結の際は、支店長による調印する体制を取っており、指定業者の使用・許可の有無等をチェックし、不適正業者への委託を防止している。</li> <li>・電子マニフェストを利用し処理の管理状況を向上させている。</li> <li>・廃棄物処理費の収運業者・処分業者への直接支払いにより、処理業者による不適正処理を防止している。</li> <li>・廃棄物収集運搬の再委託を全面的に禁止している。</li> </ul>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理委託施設の定期的な視察実施、二次処理先、再生委託先の把握、及び最終処分先の確認（継続実施）</li> <li>・特定建設資材のリサイクル率100%施設の確保（継続実施）</li> <li>・リサイクル率の向上を目標として広域認定制度の積極的活用（廃石膏ボード・消火器・廃バッテリー他）</li> </ul>

## (別紙)副産物の種類とリサイクル・処分方法一覧表

- ・再使用をまず検討し、次に再資源化、最後の手段として処分を考える。
- ・この表は主として新築工事から発生する副産物を対象としている。

【凡例】手続欄の「A」～「F」:「副産物の分類と手続き」一覧参照

「※」:現場内でも取り組める手段

「R1」:資源有効利用促進法の指定副産物

「R2」:建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物

区分	種類	内容	計画優先順位					
			再使用	手続	再資源化	手続	処分	手続
現場内発生副産物	発生土R1	砂・砂利 掘削土 地盤改良土	埋戻し土※ 造成材	E F	改質 ・造成材※			
	汚泥	杭・SMW泥水 シールド汚泥 泥状の掘削土 粉末状のセメント ベントナイト泥水	埋戻し材※ (自ら利用)	F	再生 ・流動化土※ ・焼成砂 ・セメント原燃料	A E F	脱水 ・天日乾燥 ※	A
	コンクリート がらR2	はつりがら・残コン 固化したセメント			破碎 ・再生碎石※	A E F		
	アスファルト・ コンクリート がらR2	アスファルト舗装の解体が ら CBくず	路上再生工法		破碎 ・再生アスコン※	A		
	木くず R2	型枠材  足場材・バタ角 解体木くず 梱包材 パーティクルボード 伐採材、抜根材	型枠再使用※ (転用)	D	破碎 ・製紙用チップ ・ボード用チップ ・燃料用チップ  ・たい肥用チップ※	A  A F	焼却	A
	金属くず (スクラップ)	鉄骨鉄筋くず 金属加工くず 金属型枠 ファスナー金物類 番線・LGS・パイプ ダクト雑材 スチールサッシ ダンパ・配管くず類 電線類			再生 ・電炉鋼  ・再生銅	B  B		
	ガラスくず タイルくず	石膏ボード  岩綿吸音板・ALC ロックウール保温材 グラスウール保温材			再生 ・土壌改良材 メーカーリサイクル	A C	破碎	A
		耐火被覆くず (ロックウール吹付)	再吹付け※	F			圧縮※1	A
		ケイカル板くず れんが・石類						
		衛生陶器類、タイル			メーカーリサイクル	C	破碎	A



## (別紙)副産物の分類と手続き一覧

手続きタイプ	建設副産物処理方法	品目(例)	分類	運搬業者	搬入先	必要手続き
A	廃棄物処理(再生含む)委託	・汚泥 ・コンクリートがら ・木くず ・混合廃棄物	産業廃棄物	収集運搬業者 許可業者	処分業許可業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設廃棄物処理委託契約書</li> <li>建設系廃棄物マニフェスト</li> </ul>
		・廃石綿 ・揮発油	特別管理産業廃棄物	特管収集運搬業者 許可業者	特管処分業許可業者	
B	専ら物*の取引又は有価売却	・スクラップ ・電線 ・段ボール	有価物(運賃を含めて無償又は有価であれば可)	再生専門業者	再生専門業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル伝票/受取伝票</li> <li>覚書</li> <li>収集許可業者とは委託契約書・マニフェスト</li> </ul>
				収集許可業者	再生専門業者	
C	環境大臣指定に基づくリサイクル	・石膏ボード ・ALC ・グラスウール ・シーリング容器	産業廃棄物	再生運搬業者 収集許可業者	再生指定業者 再生指定業者	メーカーごとに異なるので確認すること(収集許可業者による運搬の場合は処理委託契約の要)
D	協力業者持ち帰りによる再使用	・型枠材	資材(注)型枠材・梱包材等を処分目的で持ち帰せることは不可	協力会社 協力会社	協力会社 メーカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>確実にリサイクルされることを確認した上、</li> <li>資材再使用等に関する覚書</li> <li>リサイクル伝票</li> </ul>
E	他現場利用	・ベントナイト泥水	資材	収集許可業者	現場又は他社現場	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場の場合、発生・利用両現場で「環境管理計画書」に記載</li> <li>他社現場の場合、覚書を締結・リサイクル伝票</li> </ul>
		・再生砕石 ・土砂 ・備品	資材			
F	現場内利用	・再生砕石 ・汚泥	資材	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境管理計画書」に記載</li> <li>(汚泥を自ら利用する場合)利用計画書(9-6頁)</li> </ul>

(参考) \*専ら(もっぱら)物

古紙、くず鉄(古銅等を含む)、空き瓶、古繊維の4品目が該当する。

廃棄物処理法では、法14条第1項ただし書きによる「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物(以下、専ら(もっぱら)物と呼ぶ)のみの収集又は運搬を業として行う者」と、法14条4項ただし書きによる「専ら物のみの処分を業として行う者」の二者は、廃棄物処理法における業許可は不要とされている。

ただし、当社の運用では「専ら物」の処理を委託する場合は事前に覚書を交わし、搬出の都度リサイクル伝票を発行する(受取伝票の受領でも可)